

第9号議案

長岡京市公共交通に関する条例の一部改正について

長岡京市公共交通に関する条例（平成25年長岡京市条例第26号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

「長岡京市地域公共交通計画」の作成に関する協議に当たり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に規定されている地域公共交通協議会を設置するため、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

長岡京市公共交通に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市公共交通に関する条例（平成25年長岡京市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 【略】</p> <p>第3章 <u>地域公共交通協議会</u>（第12条・第13条）</p> <p>第4章 【略】</p> <p>附則</p> <p><u>（地域公共交通計画）</u></p> <p>第7条 市長は、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>地域の公共交通に関する総合的な計画である長岡京市地域公共交通計画</u>（以下「<u>交通計画</u>」という。）を<u>作成</u>しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>交通計画を作成しようとする</u>ときは、第12条に規定する<u>長岡京市地域公共交通協議会</u>の意見を聴かなければならない。これを<u>変更しようとする</u>ときも同様とする。</p> <p>3 市長は、<u>交通計画を作成し、又は変更した</u>ときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>第3章 <u>地域公共交通協議会</u> （設置）</p> <p>第12条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定による交通計画の作成及び実施に関し必要な協議等並びに道路運送法に基づく公共交通に関する政策及び施策の推進並びに地域の实情に即した輸送サービスの向上に必要となる事項を協議するため、長岡京市地域公共交通協議会（以下「<u>協議会</u>」という。）を置く。</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 【略】</p> <p>第3章 <u>地域公共交通会議</u>（第12条・第13条）</p> <p>第4章 【略】</p> <p>附則</p> <p><u>（地域公共交通ビジョン）</u></p> <p>第7条 市長は、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>市内の公共交通に関する基本的な計画である長岡京市地域公共交通ビジョン</u>（以下「<u>ビジョン</u>」という。）を<u>策定</u>しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>ビジョンを策定しようとする</u>ときは、第12条に規定する<u>長岡京市地域公共交通会議</u>の意見を聴かなければならない。これを<u>変更しようとする</u>ときも同様とする。</p> <p>3 市長は、<u>ビジョンを策定し、又は変更した</u>ときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>第3章 <u>地域公共交通会議</u> （設置）</p> <p>第12条 公共交通に関する政策及び施策の推進並びに地域の实情に即した輸送サービスの向上に必要となる事項を協議するため、<u>長岡京市地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議をいう。）を置く。</u></p>

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第13条 <u>協議会</u>は、市長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員の任期は、<u>2年以内</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 この章に定めるもののほか、<u>協議会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(組織)</p> <p>第13条 <u>長岡京市地域公共交通会議</u>は、市長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員の任期は、<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 この章に定めるもののほか、<u>長岡京市地域公共交通会議</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年長岡京市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
【略】		【略】	
<u>地域公共交通協議会委員</u>	日額 9,600円	<u>地域公共交通会議委員</u>	日額 9,600円
【略】		【略】	
備考 【略】		備考 【略】	